# 慶應四年「神仏分離令」についての対応記録

この文書は、郡上市高鷲町の鮎走白山神社に伝わるもので、慶

だと思われます。
に対して各村々の神社の対応を神主がメモしたものの神社の対応を神主がメモしたものが出

た村々が多いと思われます。味深く、特に小駄良街道を中心とし社とその由来が書かれている点が興業見郷だけでなく郡中の村々の神

いくつかの疑問

、どういう経緯でこの記録が書き、かれていないのか?

三、 高鷲はイザナミの方が多い

かれたのか?

四、 大権現を大神にして届けただ

けか?

社は困ったと思われるが?長龍寺のような神仏習合の神

五

神仏分離令の出された経緯

と。山伏は神か仏か分けられない位置にあったので一番打撃をの神社に当然のようにあった神仏習合の習慣を明確に分けるこ明治維新の精神的な支柱である平田国学によって、それまで

受けた。

は、神や仏の土地では自由に都市計画ができない。神仏の土地や山林の売買も自由にできるよう元と、神主も一部は地方公務員になった。 これらの詳しい経緯については「太政官の布告」を最後に載せてあるので参考にしてくださ

江戸時代の街道と村の地(地図:大和村史より翻刻文の責任:上村



° √

図

此神は白山大権現と 是迄奉願候。今度お改

年中 祭礼の事。 祭日は七月七日御 大穴むちの命 祭神の儀は伊ざなミ・ と相頼候。 に付以来は白山大神 開基は明和 酒

鷲見村

と相改 祭神の儀は伊邪那ミ つき以来は白山大神 迄奉願候。今度お改に 此神白山大権現と是

相わからず の事それより何年は

の命、

開基は永徳年中

当村此神白山大権現 チの命、祭礼は八月十 右の通り 五日御酒ばかり 相改候。祭日は大穴ム 年中御座候。今度御改 と奉願候。開基は文正 に付以来は白山大神

は承和年中 是迄奉願又申候。 此神は白山 切立村 大権現と 開基

今度御改につき白山 は大穴ムチ命、祭礼は 大神と相改め候。 八月、御酒ばかり 祭神

慶応四年

2

向鷲見村

ろの事 今度御改付白山大神と相改候。 と是迄奉願求候 日宇も二社は開基元禄天明こ 当村此神三社共白山大権現

祭礼三社に八月朔日御酒の事 板くらは長享年中の開基也。 祭神は二社とも伊弉諾の命 以来はわからず 板くら一社は祭神伊弉諾の命

るといってわかず

紀太明えてす

第八日でも 社

畑ケ谷村 橋詰・藤林・高久村 折三ケ村橋詰 栃洞村

石了て長宝年

伊きなるないなれる社

人と一般と祭神

そ二年上旬を

改候。祭神は壱ほこおんの命 今度御改に付白鳩大明神と相 開基文明年中 此神は白鳩大権現と奉願来候。 (彦火火出見尊か

祭礼八月五日大かぐら 祭礼の事

での山大神ない

深神七何及好命 家れているナイスをす 察死之首 て三社できる 年でく 大和 中西村 野添村

此神は白山大権現と奉上座来 祭礼は八月十五日の事 祭神は伊弉諾・伊邪那美命 改付白山大神相改候 候。開基は文明年中も今度御

中、祭礼は七月廿日 おおかぐら祭の事 相改候。開基は二社共享和年 今度御改付白山大神 奉座。一社は白山大権 此神は貴船大明神と 現

奉貢、 祭礼八月 開基は永徳年中 此度相改候付 此神 祭神はをものよきの命 とし明 也 (神)

栃洞村

#### 京都了水理年十

### 大部である。 まんと

七月二十二日を命右の通り祭礼はを命右の通り祭礼は

陰地村

祭神はとは神白山大権現とと

今度御改付白山大神 当村此神白山大権現 與大間見村

> 京村公村 自身在 京村公村 自身在 京村公村 自身在

图记载文章

明化文海条本艺

要大間見村 当村此神白山大権現 今度御改付白山大神 今度御改付白山大神 祭神大穴ムチのみこと

大間見村 当村此神牛頭天王と 季申、八幡大神申来候。 今度御改付八幡大神 祭日は八月朔日

御酒祭礼

「脚基元禄、祭礼七月朔日

「脚基元禄、祭礼七月朔日

「神と奉申候。

## 小利田できから

れていくかいのくい

十三日 当村此神白山大権現 伊座ナミ命、祭礼は八月 奉申候。開基 相改候。 今度御改付大神 祭神伊座ナギ、

母袋村

祭礼八月朔日、かぐら 御改付白山大神 奉申。開基 当村此神白山大権現 祭神伊座ナミの命

西俣村

大明神、 祭礼八月朔日 当村此熊野大権現 御酒ばかり 奉申候。 東俣村 今度御改付熊野 祭神は

不れなり 当村此神白山大権現 祭礼は八月朔日御酒祭礼 奉申来候。開基

坪谷村

祭礼九月 日吉大神、日吉大権現 当村此神山王大権現 奉申、今度御改付 御酒祭の事

当村此神白山大権現 白山大神 奉申、開基 八まん一社あり 戒佛村 祭神大穴ムチ 今度御改

為安村

高村 产品的

が 以来白山大神、祭礼祭神中候。 当村此神白山大権現奉

深皿村

祭日七月朔日かぐら を申候。御改候。 本申候。御改候。

| 消職を申候 | 場畑村此神は

今度御改白山大神祭奉申候。
中神路村

神イザナギ・イザナ

祭礼八月十五日かぐ 等神はイザナギ・イ 等神はイザナギ・イ がナミみこと

大明神奉申、開基中津屋村此神八まん

三於

○太政官布告 (https://www7b.biglobe.ne.jp/~s\_minaga/s\_tatu.htm) よの 慶応四年三月十三日

此度 様可相心得候事 止 之御制度ニ御回復被遊候ニ付テ、先ハ第一、神祇官御再興御造 神祇官附属ニ被仰渡間 畿七道諸国ニ布告シ、往古ニ立帰リ、 立ノ上、追追諸祭奠モ可被為興儀、 普ク天下之諸神社、 王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新、 神主、 官位ヲ初、 禰宜、 被仰出候 諸事万端、 諸家執奏配下之儀ハ被 祝、 神部ニ至迄、向後右 依テ此旨 同官へ願立候 祭政 五. 一 致

局

へ届出可申者也

淨衣ニテ勤仕可致候事、

右ノ通相心得、

致復飾候面面

当今ノ処、

但尚追追諸社御取調、 務ノ儀有之候者ハ、可訴出候事 并諸祭奠ノ儀モ可被仰出候得共、 差向急

葉・荒神・賀茂・氷川・東照権現・・・など神仏分離が近世に強行さ り普通に、 が ć ý れ 三島・大山祇・金毘羅・住吉・大歳・厳島・貴船・恵比寿・浅間・秋 野・諏訪・牛頭天王・白山・日吉(山王)・春日・鹿島・香取・愛宕・ 人事を差配してきたのが実態であった。八幡・伊勢・天神・稲荷・熊 の の ※神社に於ける僧職の復飾の命令が発せられる。 光景であった。 置かれ、 は神と仏は同列に祀られ、神殿と仏堂が同居し、 た一部の神社を除き、 例外を除き神社 別当・社僧が神を祭祀、 僧侶が神に奉仕し、 (権現・明神) 神社は寺院 神前で読経などが行われるなどが普通 は仏教僧侶の支配下にあった。 寺社領・財政を管理、 (僧侶) の従属物であった。 明治維新まで、 神殿に仏像・仏器 堂塔を営繕、 ある つま 部

> 若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ、可申出候、 今般王政復古、 ○神祇事務局 僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱へ候輩ハ、復飾被仰出候、 ヨリ諸社 旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社 へ達 慶応四年三月十七日 仍此段可相心得

候事

ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、

但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論

※王政復古· 祭政一致が宣言され、 神祇官再興が布告される。

○神祇官事務局達 慶応四年三月二十八日

出 出候事、 主 相称候神社不少候、 支配頭等へ可申出候事 其上ニテ、御沙汰可有之候、 中古以来、某権現或ハ牛頭天王之類、其外仏語ヲ以神号ニ 但勅祭之神社 何レモ其神社之由緒委細に書付、 御宸翰勅額等有之候向ハ、是又可伺 其余之社ハ、裁判、 鎮台、 早早可 領 申

候分パ、 抔と唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、 仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、 早々取除キ可申事、 或ハ鰐口、 右之通被 以来相改可申候事、 仰出候事 梵鐘、 仏具等之類差置 附、 本地

要素の排除を命ずる。 ※神号を仏号で称えることの由来書の提出及び神社 ・神前から仏教的

### 〇太政官布告 慶応四年四月十日

相善、 来心得違致シ、粗暴ノ振舞等有之ハ、屹度曲事可被仰出候事、 仏具取除候分タリトモ、 陽ニ御趣意ト称シ、実ハ私憤ヲ斉シ候様之所業出来候テハ、 諸国大小之神社中、 可有之、 但 益国家之御用相立候様、 様相成候テハ、実ニ不相済儀ニ付、 政道ノ妨ヲ生シ候而巳ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候、 早取除相改可申旨、 出事、 仏像ヲ社前ニ掛、 穏ニ取扱ハ勿論、 勅祭之神社、 氷炭之如ク候ニ付、今日ニ至リ、社人共俄ニ威権ヲ得、 其余ノ社 御震翰、 過日被仰出候、 仏像ヲ以テ神体ト致シ、又ハ本地抔ト唱 裁判所、 僧侶共ニ至リ候テモ、生業ノ道ヲ可失、 或ハ鰐口、 一々取計向伺出、 精々可心掛候、 勅額等有之向ハ、 鎮台、 梵鐘、 厚ク令顧慮、 然ル処、 領主、 且神社中ニ有之候仏像 仏具等差置候分ハ、 御指図可受候、 旧来、 地頭等 伺出候上、 緩急宜ヲ考 社人僧侶不 御沙汰 委細 御 早 左 可

めがあるが、全国各地で極端な廃仏が巻き起こったことの証左であろう。||※神仏判然の主旨と「私憤ヲ斉シ候様之所業」、「粗暴ノ振舞等」への戒|

称号被為止、八幡大神ト奉称候様被.. 仰出候事此度大政御一新ニ付、石清水、宇佐、筥崎等、八幡宮大菩薩之○太政官達 慶応四年四月二十四日

※八幡大菩薩号の停止の命令

### 〇太政官達 慶応四年閏四月四日

之儀不得心之輩ハ、神勤相止、立退可申候事、道ヲ以勤仕可致候、若亦無処差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗付、別当社僧之輩ハ、還俗ノ上、神主社人等之称号ニ相転、神今般諸国大小之神社ニオイテ神仏混淆之儀ハ御禁止ニ相成候ニ

取調ニテ、御沙汰可有之候事、是迄神職相勤居候者ト、席順之儀ハ、夫々伺出可申候、其上御

等、先是迄之通相心得可申事、一、今度別当社僧還俗之上者、神職ニ立交候節モ、神勤順席一、神職之者ハ、家内ニ至迄、以後神葬相改可申事、一、神祇事務局ヨリ諸国神職へ達 慶応四年閏四月十九日